

第3回 地域と市長の対話会でいただいたご意見への回答

※平成30年10月に地区からいただいたご意見

前回の要望事項「消防団を消防組織へ一元化～まず現在の消防団経費は、全額市負担が妥当。その上で最新機器を装備したプロ集団を集中配備する。」の前段部分の回答がないため、回答を求めます。

①市の消防団の経費の一部を、任意団体である自治会が何故負担しなければならないか。回答を求めます。

②この自治会負担金の性質については、消防団への寄付金、交際費などと解釈する意見もあります。この点につきまして市はどのように認識しているか。回答を求めます。

A.

その他

①消防団の運用について、消防団の法で定められた業務上必要な経費については全額、市で負担しております。しかしながら、地区の行事である「夏祭り」等の警備等については、各地区が地元消防団に協力を要請しているものであり、その経費についてはお支払いしておりません。

②塚米地区が消防団南野中分団にお支払いしている地区の負担金については、消防団の歴史において、各地区と消防団のかかわりの中で支払われているものと推察いたします。市としてその目的や負担額等については承知しておりません。

既存の補助金制度を改善して欲しい。

①地区の活動実績が評価される仕組みがなく地区補助金に反映されない。

②自治会諸団体の年度予算については事業計画達成度等を評価して決定している。

③地区の活動実績を評価する仕組みを作り、評価結果を補助金額に反映して欲しい。

A.

実施済

現在、市では全ての補助金の見直しと併せて、「四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金」を創設し、市民や各種団体などが自由な発想で提案する公益性を有する事業に対して経費の一部を支援する、新しい取り組みをはじめています。平成30年度は、12事業の応募があり、その中には自治会からの提案も含まれており、実際に採択もされています。採択された事業は平成31年度中に順次実施される予定です。

今後、制度を運用していく中で、より使いやすく、実行性のある制度にしていきたいと考えておりますので、是非積極的にご活用いただければと考えています。

第3回 地域と市長の対話会でいただいたご意見への回答

※平成30年10月に地区からいただいたご意見

JR線米崎踏切(南野1号線)を拡幅し、歩行者レーンを設けて、安全に渡れるよう改善してほしい。小学生の通学路として不適格と判断され、学区の編成にも影響し、改善策が講じられていない。米崎踏切横断の安全性が確保できれば、小学校区の編成に障害がなくなる。

- ①少なくとも朝夕の通学時間帯に地区外車両の通行制限を提起する。
 - ②踏切を拡幅し、現行レーン外側に歩行者通行レーン(グリーンベルト)を設けるよう改善策を実施する。当地区としては、歩行者の安全な横断が確保できるよう、市へ改善提案する。
- 四條畷市・JRへの改善提案 (別添図参照)踏切幅を拡幅し、車レーンと歩行者レーン(新設・グリーンベルト)に分離を設け、歩車分離できるよう拡幅すること。
- ①遮断機を踏切両サイドからの開閉式に変更し、歩行者レーンを十分とり、安全性を向上させること。
 - ②踏切の歩行者レーンに連続するよう踏切東西の歩行者レーン(踏切から5~8mほど)確保する。

A.

関係機関と協議

現在、旧170号の拡幅事業取り組んでいるところであり、すぐには実施することは困難ではありますが、今年度より線路管理者と協議をはじめます。

第2回及び第3回地域と市長の対話会当日にいただいたご意見への回答

※当日、回答できなかったご意見への回答

【第2回地域と市長の対話会】

ペットの排泄物処理に係るマナーの周知啓発をして欲しい。

A.

支援または協働

市ではふんの放置禁止のイエローカードの発行や看板の設置・貸出しなどを行い、周知啓発を行っております。飼主のモラルの問題であるので、根本的な解消には至りませんが、愛犬のマナーとして広報等で引き続き啓発していきます。

第1回 地域と市長の対話会でいただいたご意見への対応の進捗について

※平成29年11月に地区からいただいたご意見の内、第2回地域と市長の対話会で回答済みのご意見を除く。
 ※第2回地域と市長の対話会で配布した回答書は、市ホームページをご覧ください。

敷地外への樹木はみだし～通行危険・規制強化／米崎町・南野3号線沿い(永年未解決)

A.

実施済

個人宅の庭の樹木などは個人の財産のため市では対応が難しく、指導しかできないのが現状です。

ただ、当該敷地の所有者に対しては適宜、指導をしてきた経緯がございます。その結果、改善されております。

- ・道路整備: 塚米地区は、昭40年代の住宅開発時に街並みが形成され、道路の多くは開発業者が行い、狭小・袋小路で、生活道路・通学路は、歩行者の安全・防災避難路が確保できていない。
- ・次善の道路等整備施策: 土地開発物件・火災等跡地などが出現した場合、住宅密集地・袋小路などを解消し防災避難路・生活道路・通学路等を確保願いたい。緊急の次善策として、買収など条例整備と整備基金の創設を行う。事例: 米崎町13-27の開発許可案件の側道設置
- ・防災避難道路確保(袋小路の解消): 米崎～楠公の広域に亘って袋小路である。街づくり、住環境の整備、救急避難通路の確保のため袋小路対策を望む

A.

参考意見

既存市街地での袋小路や狭あい道路の改善は、市においても課題であると認識しております。しかしながら、用地の確保等さまざまな課題があり、実施にいたるまでは、長い時間が必要であると考えております。

また、用地買収等に備えるための基金の創設については、他の地区においても歩道未設置道路が多いことから歩行者の安全確保のため、平成30年度より本市においての歩道を含んだ道路のあり方の検討をはじめております。

いただきましたご意見につきましても、その中で検討してまいります。

第1回 地域と市長の対話会でいただいたご意見への対応の進捗について

※平成29年11月に地区からいただいたご意見の内、第2回地域と市長の対話会で回答済みのご意見を除く。
※第2回地域と市長の対話会で配布した回答書は、市ホームページをご覧ください。

子どもの挨拶ができていない

A.

実施済

これまでも各校の児童会、生徒会の取組みにおいて校門で朝のあいさつを交わす「あいさつ運動」の取組みなど各校実態に応じた取組みを推進してまいりました。平成32年度からは、「特別な教科 道徳」が本格実施となります。各校では「感謝」「礼儀」「よりよい学校生活、集団生活の充実」の指導項目について計画的に指導していきます。道徳的価値観を大切に実践できる児童生徒を育成することで、主体的に「あいさつ」できる児童生徒の育成を図ります。

福祉、こども育成など地域行事のため、市マイクロバスの増車及び利用対象の拡大希望。

A.

その他

市のマイクロバスはリース契約しており、契約上、市以外の第三者へマイクロバスを転貸することを禁じられています。また、市のマイクロバスは市職員による運転を前提としていることから、地方公務員法等の関係上、利用者が限定される地域行事にご利用いただくことは困難な状況です。

しかしながら、他市では公用車の貸出制度を実施しているところもあることから、車両の貸出、事故が発生した場合の対応や保険の適応など、諸課題を整理し、引き続き調査、研究してまいります。